

Digital Globis法人会員規約

第1条 (目的)

1. 「Digital Globis」法人会員規約(以下「本会員規約」)は、株式会社グロービス(以下「当社」)が「Digital Globis eラーニングサービス」(以下「eラーニングサービス」)を会員に対し提供し、会員がその提供を受けるにあたり、eラーニングサービスにおける会員の地位及び利用の条件を規定したものです。

第2条 (会員)

1. 本会員規約における「会員」とは、本会員規約を承諾の上、所定の手続に従い当社にeラーニングサービスの利用を申込み、当社が当該申込を承諾することにより会員登録の完了した法人をいいます。申込を行った法人が以下の各号のいずれかに該当する場合は、申込を承諾しない場合があります。
 - (1) 申込者が本項または第4条に基づき申告した内容に、虚偽の事実、記入漏れ、または誤記があることが判明した場合
 - (2) 過去に本会員規約に基づく会員資格を取り消されたことがある場合
 - (3) その他当社が会員として不適切と判断した場合
2. eラーニングサービスは、本会員規約に同意した会員に所属する個人のみが利用することができます。当該個人は本会員規約において会員と同様の権利及び義務(但し第13条第1項に定める権利を除く)を有するものとし、会員は当該個人に本会員規約の定めを遵守させる義務を負います。会員は、eラーニングサービスの利用が認められる方以外の者に、eラーニングサービスを利用させてはなりません。

第3条 (eラーニングサービス)

1. eラーニングサービスとは、当社が会員に対しWeb上で提供し、本会員規約に基づき会員が利用することのできるサービスの総称をいい、以下から構成されます。
 - (1) eラーニングサービスとして提供される個々のコース(以下「コース」)
 - (2) その他eラーニングサービスWebサイトで提供されている付随的なサービス
2. 当社は、会員に事前の通知をすることなく、前項に定めるeラーニングサービスの内容の変更・追加・廃止等を行うことができます。但し、当該変更等の時点で既に会員と当社間でコース提供契約が成立済みのコースについては、当該会員は当該コース提供契約の内容に従い、当該コースの終了まで当該コースを受講できます。

第4条 (コースの提供)

1. コースの受講を希望する会員は、所定の手続に従い当社にコースの受講申込を行い、当社が当該申込を承諾することにより、当該コースに関して会員と当社間にコース提供契約が成立するものとします。コース提供契約には、当社と会員間に別段の合意がない限り、本会員規約の規定が適用されます。
尚、次の各号のいずれかに該当する場合には、当社は当該申込を承諾しないことがあります。
 - (1) 申込者が第2条第1項または本項に基づき申告した内容に、虚偽の事実、記入漏れ、または誤記があることが判明した場合
 - (2) 申込者に当該コースのeラーニングサービス利用料金の支払いを怠るおそれがあると当社が判断した場合
 - (3) 申込者が過去に本会員規約に違反したことがある場合
 - (4) 当社の業務の遂行上または技術上の支障がある場合
 - (5) その他当該申込を承諾することが不適切と当社が判断した場合

第5条 (利用料金)

1. 会員は、コース毎に定められたeラーニングサービス利用料金に所定の消費税相当額を付加した金額を、次項に定める方法により当社に支払います。
2. 支払いは、当社が指定する金融機関の口座に、請求書に記載の期日迄に振り込み支払うものとし、振込手数料は会員の負担とします。
3. 当社は、前項により支払われたeラーニングサービス利用料金を、第14条に定める場合を除き、いかなる場合も会員に返還しません。

第6条 (解約及び変更)

1. 会員の都合による申込の解約及び変更は、受講開始日の6営業日(土日、祝祭日および当社指定の休業日を除く)前までに書面等の連絡をもって行うことができます。それ以降の解約及び変更は承ることができません。

第7条 (ユーザID・パスワードの管理)

1. 会員は、eラーニングサービスの利用にあたり当社が発行するユーザID及びパスワードの使用ならびに管理について責任を持ち、ユーザID及びパスワードを付与された会員に所属する個人はいかなる第三者にも貸与または譲渡できません。またいかなる理由であれ、これらが第三者に使用されたことにより当該会員に生じた損害については、当社は一切責任を負いません。
2. 会員は、ユーザID及びパスワードを忘れた場合や盗用された場合は、速やかに当社に連絡し、当社の指示を受けるものとします。

第8条 (禁止事項)

1. 会員は、eラーニングサービスの利用にあたり、以下の各号の内容に該当する行為をしてはなりません。
 - (1) 当社の書面による事前の承諾なしに、本規約に基づいてeラーニングサービスを利用する権利を第三者に譲渡、移転または貸与し、もしくは担保に供する行為
 - (2) 当社、他の会員、第三者の著作権等の知的財産権を侵害する、または侵害するおそれのある行為
 - (3) 他の会員のユーザID及びパスワードに不正にアクセスする、もしくはこれを自己または第三者のために使用する行為
 - (4) 他の会員、第三者のプライバシーを侵害する、もしくはその機密情報(第9条にいう個人情報を含む)をその他の三者に開示または漏洩するあるいは自己または第三者のために使用する行為
 - (5) コンピュータウイルス等有害なプログラムをeラーニングサービスに関連して使用または提供する行為
 - (6) 当社、他の会員、第三者を誹謗中傷し、またはその名誉を毀損する行為
 - (7) 当社、他の会員、第三者に損害を与え、またはeラーニングサービスの運営に支障を与える、もしくは与えるおそれのある行為
 - (8) eラーニングサービスを通じて表示または提供される情報を改ざんする行為
 - (9) eラーニングサービスを通じまたはこれに関連して営利活動を行うなど、eラーニングサービスの趣旨から外れた行為
 - (10) 事実あるいは公序良俗に反する情報を、eラーニングサービスを通じて他の会員や第三者に送信または表示する行為
 - (11) その他、法令あるいは公序良俗に違反し、または当社、他の会員、第三者に不利益を与える、もしくはそのおそれのある行為
2. 当社は、会員の行為が前項各号のいずれかに該当すると判断した場合は、当該会員への事前の通知なしに、当該会員が送信または表示する情報の全部もしくは一部の削除または不表示、あるいは第13条第2項に基づく会員の地位からの強制脱退もしくはeラーニングサービスまたはコース提供の中止等、当社が適当と判断する措置を講ずることができます。
3. 前項に関して、当社は会員が送信または表示する情報に関する行為の監視及び情報削除義務、ならびに当該情報の正確性、特定の目的への適合性等の保証責任を負うものではありません。当社が監視または削除しなかったことにより会員または第三者が被った損害に関し、当社は一切責任を負いません。

第9条 (個人情報)

1. 本会員規約において個人情報とは、会員に所属する個人に関する情報であって、会員に所属する個人がeラーニングサービスまたはコースの利用申込時もしくは利用時に当社に蓄積された、会員に所属する個人の氏名、電子メールアドレス、テストスコア等の情報等、当該個人を識別できるものをいいます。
2. 当社は、eラーニングサービスの円滑な提供及び運営、会員の管理、利用料金の請求ならびにサービスの向上を目的とした調査、検討、企画等の目的にのみ、個人情報を利用できるものとし、その他の目的には、当該会員の事前

の承諾がない限り一切使用しません。当社は、事前に会員から同意を得た場合もしくは法令の規定に基づき開示を求められた場合を除き、個人情報を第三者に開示または漏洩しません。

3. 前項にかかわらず、eラーニングサービス提供の一環として、教材配布、質疑応答、テスト採点、添削、ガイダンス等コース運営に必要なサービス、システム運用等の実務の全部または一部を第三者（以下「委託先」という）に委託する場合、当社は本条に定めるのと同等の義務を当該委託先に課した上で、当該委託先に対し個人情報を開示できるものとします。

第10条（著作権等）

1. 当社がeラーニングサービスにおいて会員に表示または提供する一切の情報、教材、テスト、サービス内容等の著作権（著作権法第21条から第28条までに定める全ての権利を含む）、管理権、その他財産的権利は、会員との関係において全て当社に帰属します。
2. 会員は、事前に当社または著作権者の別段の許諾がある場合を除き、eラーニングサービスを通じて表示または提供される著作物を、著作権法で定める私的使用を超える範囲で利用することはできません。会員は、当社が表示または提供するいかなる情報、教材、テスト、サービス内容等も、複製、出版、翻訳、譲渡、貸与等を行うことはできません。また、その方法の如何を問わず、いかなる第三者にも使用させてはなりません。
3. 当社は、eラーニングサービスの提供過程で会員と当社または委託者との間で行われた質疑応答の内容、会員がeラーニングサービスに投稿、発信または提出した発言、メッセージ、提出課題等を、当該会員のプライバシーを侵害しない範囲において、eラーニングサービスを含む当社の教育または出版関連サービスに自由に利用できます。会員は、当該利用について、著作者人格権を行使しません。

第11条（損害賠償）

1. 当社は、当社の責に帰すべき事由により、本会員規約またはコース提供契約に基づく義務を履行しなかった場合、当該不履行により会員に発生した直接かつ現実の損害につき、当該損害の直接の原因となったeラーニングサービス利用料金相当額を限度として、賠償責任を負います。
2. 当社は、当社の責に帰すことができない事由から生じた損害、当社の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益、前項に定める場合を除くeラーニングサービスの利用に関して会員が被った損害、その他下記の事由に起因して生じた損害については、債務不履行、不法行為を問わず、一切の責任を負いません。
 - (1) 通信回線工事、または通信回線の不通、不良等に起因して発生した損害
 - (2) 停電（法定点検による停電も含む）に起因して発生した損害
 - (3) 火災、天災地変、その他不可抗力に起因して発生した損害
 - (4) 会員の責に帰すべき事由に起因して発生した損害
 - (5) 第12条第1項(1)または(2)によるeラーニングサービスの中断に起因して発生した損害
 - (6) アプリケーションソフトを故意に改造する第三者、いわゆるハッカー等の介入に起因して発生した損害
 - (7) 上記に準じることに起因して発生した損害

第12条（サービスの中断）

1. 当社は、次に掲げる事由のあるときは、eラーニングサービスの提供を中断することができます。
 - (1) 当社または委託者等の設置または利用するシステムの保守または工事のためやむを得ない場合
 - (2) 当社または委託者等が設置または利用するシステムに障害・作動不良等が発生した場合
2. 当社は、前項の規定によりeラーニングサービスの提供を中断するときは、あらかじめその旨を会員に所属する個人に通知します。但し、緊急かつやむを得ない場合は、この限りではありません。

第13条（サービス提供の中止）

1. 会員は、当社所定の方法により、いつでもDigital Globis法人サービス会員から脱退し、もしくはeラーニングサービスの利用またはコースの受講を中止することができます。但し、その場合でも、第5条第3項の規定が適用されるものとします。
2. 当社は、会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該会員への事前の通知なくして、当該会員をeラーニン

グサービス会員から強制脱退させるか、もしくは当該会員に対するeラーニングサービスまたはコースの提供を中止することができます。

- (1) eラーニングサービス利用料金等の債務について、支払期日を経過し、相当期間を定めて催告したにもかかわらず当該期間内に当社に対して全額の支払いがなかったとき
- (2) 本会員規約またはコース提供契約の内容に違反し、相当期間を定めて是正を催告したにもかかわらず、当該期間内に是正を行わないとき
- (3) 会員登録後もしくはコースの受講申込完了後に、第2条第1項(1)号から(3)号または第4条第1項(1)号から(5)号のいずれかひとつにでも該当することが判明したとき
- (4) 会員の行為が第7条第1項、第8条第1項各号のいずれか、もしくは第10条第2項に該当することが判明したとき
- (5) 会員において、手形の不渡り処分、破産、民事再生手続または会社更生の申立て、租税公課の滞納処分、もしくは差押、仮差押、仮処分等の強制執行等があったとき
- (6) 解散、合併または営業の全部または重要な一部の譲渡を決議したとき
- (7) 監督官庁から営業取消、営業停止等の処分を受けたとき
- (8) その他本会員規約またはコース提供契約に基づく義務の履行が困難になり、またはそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき

3. 会員は、前項各号のいずれかに該当したときは、当然に期限の利益を失い、eラーニングサービス利用料金等の債務をただちに当社に対して弁済します。

第14条 (グロービス・クオリティ・ギャランティ制度)

1. グロービス・クオリティ・ギャランティ制度とは、当社が会員に提供するサービスの品質を保証することを目的とするものです。
2. 会員が当社が別途定める修了基準を満たしてなお当社の提供するeラーニングサービス品質について万が一不満足を感じ、かつeラーニングサービス利用料金の支払いに値しないと判断する場合には、当社はeラーニングサービス利用料金の全額を返還します。但し、受講期限最終日の翌日より2週間以内に、当社に対して書面でその由を通知する事を条件とします。

第15条 (反社会的勢力の排除)

1. 会員及び当社は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約します。
 - (1) 取引開始前または取引継続期間内において、自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者またはその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という)ではないこと
 - (2) 取引開始前または取引継続期間内において、自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいう)または社員が反社会的勢力ではないこと
 - (3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、コース提供契約を締結するものでないこと
 - (4) 取引継続期間内に、自らまたは第三者を利用して、次の行為をしないこと
 - ア 相手方に対する脅迫的な言動または暴力を用いる行為
 - イ 偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、または信用を毀損する行為
2. 会員または当社的一方について、この契約の有効期間内に、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告を要せずして、契約を解除することができます。
 - ア 前項(1)または(2)の確約に反することが判明した場合
 - イ 前項(3)の確約に反し契約をしたことが判明した場合
 - ウ 前項(4)の確約に反する行為をした場合
3. 当社が前項の規定によりこの契約を解除したときは、当社は、会員に対して、eラーニングサービス利用料金に相当する金額(既にeラーニングサービス利用料金の一部を受領している場合は、その額を除いた額。なお、当該業務に係る消費税額及び地方消費税額の合計額に相当する額を除きます。)を違約金として請求することができます。

第16条 （管轄裁判所）

本会員規約に関する訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第17条 （準拠法）

本会員規約に関する準拠法は日本法とします。

第18条 （協議）

本会員規約に定めなき事項または解釈に疑義を生じた事項については、当社と会員間にて誠意をもって協議の上解決します。

付則

1. 本会員規約は、2011年9月1日より効力を発します。
2. 当社は、会員の承諾を得ることなく、本会員規約の内容を変更することができます。変更後の会員規約については、eラーニングサービスのホームページ上で会員に通知します。